



# 宮 崎 県 公 報

令和6年12月9日(月曜日) 第568号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○指定自立支援医療機関(更生医療)の名称の変更…………… (障がい福祉課) 3
告 示		○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更…………… ( " ) 3
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2		○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更…………… ( " ) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 ( " ) 2		○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更…………… ( " ) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更(2件)…………… ( " ) 2		○保安林の指定予定の通知(3件)…………… (自然環境課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止…………… ( " ) 3		公 告
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 3		○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第43号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～8の2 [略] 9 <u>大麻取締法(昭和23年法律第124号)による次の事務</u> (1) <u>第10条第1項の規定による免許の取消しの申請書の受理に関すること。</u> (2) <u>第10条第2項の規定による届出の受理に関すること。</u> (3) <u>第10条第4項及び第7項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</u> (4) <u>第10条第5項の規定による名簿の登録事項の変更の届出の受理に関すること。</u> (5) <u>第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理に関すること。</u>	保健所長	1～8の2 [略] 9 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)による次の事務</u> (1) <u>第6条第3項の規定による名簿の登録事項の変更の届出の受理に関すること。</u> (2) <u>第7条第3項の規定による免許証の再交付の申請の受理に関すること。</u> (3) <u>第7条第4項及び第5項の規定による免許証の返納の受理に関すること。</u> (4) <u>第9条の規定による報告の受理に関すること。</u> (5) <u>第12条第1項及び第2項の規定による大麻の廃棄の届出の受理に関すること。</u> (6) <u>第12条の2第1項の規定による滅失等の届出の受理に関すること。</u> (7) <u>第12条の4第1項及び第3項の規定による届出の受理に関すること。</u> (8) <u>第12条の5第2項の規定による譲渡の届</u>

<p>(6) 第21条第1項の規定により、大麻取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員（麻薬取締員を除く。）に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係のある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させること。</p> <p>(7) 大麻取締法施行規則（昭和23年厚生省・農林水産省令第1号）第2条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請書の受理に関すること。</p> <p>10～70 [略]</p>	<p>出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第21条第1項の規定により、大麻草採取栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員（麻薬取締員を除く。）に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係のある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させること。</p> <p>(10) 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号）第1条の規定による大麻草採取栽培者免許の申請書の受理に関すること。</p> <p>10～70 [略]</p>
[略]	[略]

附 則

この規則は、令和6年12月12日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 666号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション L a ・ f u	都城市高崎町大牟田18-99-6	令和6年11月21日

宮崎県告示第 667号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
A Y U 株式会社	延岡市古城町4丁目 132番地	ケアコンシェルジュ 由楽里・ゆら	延岡市北一ヶ岡4丁目9-10

	り ひと つが丘
--	-------------

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ケアコンシェルジュ 由楽里・ゆらり 野路街	ケアコンシェルジュ 由楽里・ゆらり ひとつが丘	令和4年3月1日

宮崎県告示第 668号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
A Y U 株式会社	延岡市古城町4丁目 132番地	ケアコンシェルジュ 由楽里・ゆらり ひとつが丘	延岡市北一ヶ岡4丁目9-10

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市野地町 1 - 3633 - 1	延岡市北一ヶ岡 4 丁目 9 - 10	令和 4 年 3 月 1 日

## 宮崎県告示第 669号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
美葵株式会社	日向市向江町2丁目 153番地1	あおい訪問看護ステーション	日向市向江町2丁目 153番地1

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字財光寺 984番地1 サンハイムB棟 201号	日向市向江町2丁目 153番地1	令和6年 11月1日

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510500020	ひなもり園ヘルパーセンター	小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380番地	令和6年9月30日	居宅介護、重度訪問介護

## 宮崎県告示第 672号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団	都城市	医療法人社	医療法人社	令和6年

## 宮崎県告示第 670号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
さくら薬局株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	さくら調剤薬局 都城店	都城市大王町26街区15号	令和6年 11月30日

## 宮崎県告示第 671号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

明生会都城明生病院		団正立会都城明生病院	団明生会都城明生病院	7月1日
-----------	--	------------	------------	------

## 宮崎県告示第 673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人社団 明生会都城明 生病院	都城市	医療法人社 団正立会都 城明生病院	医療法人社 団明生会都 城明生病院	令和6年 7月1日

宮崎県告示第 674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
あおい訪問看 護ステーショ ン	日向市	日向市大字 財光寺 984 番地 1 サン ハイム B 棟 201号	日向市向江 町 2 丁目 1 53番地 1	令和6年 11月1日

宮崎県告示第 675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
わかば薬局	宮崎市	宮崎市大字 本郷南方字 辻原3987番 地 2	宮崎市大字 田吉字城ノ 下5505番 1	令和6年 7月5日
訪問看護ステ ーション Y e l l	高鍋町	児湯郡高鍋 町大字北高 鍋72番地	児湯郡高鍋 町蚊口浦50 94番地 2	令和6年 6月1日
あおい訪問看 護ステーショ ン	日向市	日向市大字 財光寺 984 番地 1 サン ハイム B 棟 201号	日向市向江 町 2 丁目 1 53番地 1	令和6年 11月1日

宮崎県告示第 676号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字吉牟田8259-1、8259-3、8262-1、8262-9、8262-18、8267-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 677号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字石保ヶ谷 566、567、字トギノ平 572-1、572-15、645-1、647-1 から 647-3 まで、652
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 678号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字狭上 490-7
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字狭上 490-7（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 12 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
都城市
- 2 都市計画の種類  
都城広域都市計画特定用途制限地域
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県都城土木事務所

--	--